# 子どもの権利に関する条約

配布:一般

2010年6月22日

原文:英語

【日本語仮訳:子どもの権利条約NGOレポート連絡会議】

### 子どもの権利委員会

#### 第 54 会期

2010年5月25日~6月11日

子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の

選択議定書第12条第1項に基づいて締約国が提出した報告書の検討

総括所見:日本

1. 委員会は、2010 年 5 月 28 日に開かれた第 1513 回会合 (CRC/C/SR.1513 参照) において日本の第1回報告書 (CRC/C/OPSC/JPN/1) を検討し、2010 年 6 月 11 日に開かれた第 1541 回会合において以下の総括所見を採択した。

# 序

- 2. 委員会は、締約国の第 1 回報告書および事前質問事項(CRC/C/OPSC/JPN/Q/1/Add.1)に対する文書回答の提出を歓迎するとともに、部門を横断した代表団との建設的対話に謝意を表する。
- 3. 委員会は、締約国に対し、この総括所見は、2010年6月11日に採択された、条約に基づく締約国の第3回定期報告書についての総括所見(CRC/C/JPN/CO/3)および武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書に基づく第1回報告書についての総括所見(CRC/C/OPAC/JPN/CO/1)とあわせて読まれるべきであることを想起するよう求める。

# I. 一般的所見

### 積極的側面

- 4. 委員会は、以下の点に評価の意とともに留意する。
- (a) インターネット上の出会い系サイトを通じた子どもの性的搾取と闘うため、2003年6月に出会い系サイト規制法が制定されたこと。
- (b) 人身取引被害者が退去強制の対象とされないことを確保するため、2005年6月に出入国管理及び難民認定法が改正されたこと。
- (c) 「人身取引対策行動計画 2009」が策定されたこと。
- (d) 国連児童基金が推進する「旅行および観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」(2005 年) に旅行・観光業界の代表が署名したこと。

# **II**. データ

### データ収集

- 5. 選択議定書違反を構成する行為に関連した検挙件数についての締約国の情報は認知しながらも、委員会は、子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーの発生状況を被害児の人数の観点から明らかにしたデータ (年齢、性別、民族的集団および所在ごとに細分化されたもの)が存在しないこと、および、選択議定書が対象としている特定の分野に関する調査研究が行なわれていないことを懸念する。
- 6. 委員会は、締約国が、選択議定書が対象とする犯罪に関する調査研究を実施し、かつこれらの犯罪を登録する中央データベースを設けるとともに、このようなデータが体系的に収集され、かつとくに被害者の年齢、性別、民族的集団および所在ごとに細分化されることを確保するよう勧告する。このようなデータは政策の実施状況を測定するために必要不可欠な手段だからである。また、罪種別に細分化された、訴追および有罪判決の件数に関するデータも収集されるべきである。

# III. 実施に関する一般的措置

#### 立法

- 7. 委員会は、この分野における現行法の多さにも関わらず、国内法と選択議定書の規定との調和が限定されたままであり、かつ子どもの売買が具体的罪名に含まれていないことを懸念する。
- 8. 委員会は、締約国が、国内法を選択議定書と調和させるプロセスを引き続き進め、かつ完了させるよう勧告する。
- 9. 委員会は、締約国に対し、選択議定書に掲げられた子どもの売買に関する規定を十分に実施するためには、立法において子どもの売買(この概念は人身取引に似てはいるものの同一ではない)に関わる義務が充足されていなければならないことを想起するよう求める。

### 国家的行動計画

- 10. 2001 年に「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」が採択されたことおよび「人身取引対策行動計画」(2009年)が存在することには留意しながらも、委員会は、2 つの行動計画の関係、その効果、および、これらの行動計画において選択議定書のすべての分野が対象とされているか否かに関する情報が存在しないことに留意する。
  - (a) 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
    - (i) 選択議定書のあらゆる規定を考慮しながら、これらの行動計画の実施の調和を図り、かつすべての子どもの包括的保護を確保する目的で、これらの行動計画を見直し、かつ必要な場合には改訂すること。
    - (ii)子どもおよび市民社会を含む関係当事者と協議しながらこれらの行動計画を実施すること。
    - (iii) 行動計画に対して十分な人的資源および財源が提供されること、および、具体的な、期限の定められたかつ 測定可能な目標が行動計画に掲げられることを確保するとともに、これらの行動計画を広く普及し、かつ その実施状況を監視すること。
- 11. これとの関連で、締約国は、それぞれ 1996 年、2001 年および 2008 年にストックホルム、横浜およびリオデジャネイロで開催された第 1 回、第 2 回および第 3 回子どもの〔商業的〕性的搾取に反対する世界会議で採択された、宣言および行動アジェンダならびにグローバル・コミットメントを考慮に入れるよう促される。

# 調整および評価

- 12. 委員会は、選択議定書の実施および関連の活動の調整を担当する機構が存在しないことに懸念を表明する。
- 13. 委員会は、締約国が、選択議定書の効果的実施および国と地方の公的機関間の調整の強化を確保するための十分な財源および人的資源を備えた調整機関を設置するよう勧告する。

#### 普及および研修

- 14. 委員会は、選択議定書の規定に関する意識啓発活動が不十分であることに、懸念とともに留意する。
- 15. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 選択議定書の規定が、とくに学校カリキュラムおよびキャンペーンを含む長期的な意識啓発プログラムを通じ、 とくに子ども、その家族およびコミュニティを対象として広く普及されることを確保すること。
- (b) 選択議定書第9条第2項にしたがい、選択議定書に掲げられた犯罪の有害な影響および被害者が利用可能な救済 手段についての意識を、研修および教育キャンペーンを通じ、子どもを含む公衆の間で促進すること。
- (c) 選択議定書に関連する諸問題についての意識啓発活動および研修活動を支援するため、市民社会組織およびメディアとの協力を発展させること。
- 16. 委員会は、法執行機関および矯正機関を除き、選択議定書に関する専門家の研修が不十分であることを懸念する。 17. **委員会は、締約国が、選択議定書が対象とする犯罪の被害を受けた子どもとともに活動するあらゆる専門家集団を**

対象とした、選択議定書の規定に関する体系的なかつジェンダーに配慮した教育および研修を強化するよう勧告する。

### 資源配分

18. 委員会は、締約国報告書に、とくに犯罪捜査、法的援助ならびに被害者のための身体的および心理的回復措置との関係で、選択議定書を実施するための資源の配分に関する情報が記載されていないことを懸念する。

19. 委員会は、締約国に対し、調整、防止、促進、保護、ケア、捜査および選択議定書が対象とする行為の抑止のため、関連の公的機関および市民社会組織に対する十分な予算配分を確保するよう奨励する。そのための手段には、選択議定書の規定に関わるプログラムの実施、とくに犯罪捜査、法的援助ならびに被害者の身体的および心理的回復ならびに社会的再統合に使途を指定した上で人的資源および財源を配分することも含まれる。

#### 独立の監視

20. 委員会は、国レベルで選択議定書の実施を監視する独立機構が存在しないことに懸念を表明する。これとの関連で、委員会は、5 つの自治体で子どもオンブズパーソンが任命されているという締約国の情報に留意するものである。しかしながら委員会は、これらのオンブズパーソンの権限および職務、その独立性および効果的活動を確保するために利用可能な財源その他の資源、ならびに、2002年の人権擁護法案に基づいて設置予定の人権委員会との関係のあり方の構想に関する情報が存在しないことを遺憾に思う。

- 21. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 早期に人権擁護法案を通過させ、かつ国内機関の地位に関する原則(パリ原則)にしたがった国家人権委員会を 設置できるようにするとともに、同委員会に対し、条約の実施を監視し、苦情を受け付けてそのフォローアップ を行ない、かつ子どもの権利の組織的侵害を調査する権限を与えること。
- (b) 次回の報告書において、〔子ども〕オンブズパーソンに与えられた権限、職務および資源についての情報を提供すること。
- (c) 独立した国内人権機関の役割に関する委員会の一般的意見2号(2002年)を考慮すること。

22.5つの自治体で子どもオンブズパーソンが任命されているという締約国の情報に評価の意とともに留意しながらも、 委員会は、選択議定書の実施を監視する国の機構が存在しないこと、および、それ以外の自治体ではオンブズパーソン が活動していないことを懸念する。

23. 委員会は、締約国が、選択議定書の実施を監視するための国レベルの機構が国内機関の地位に関する原則(パリ原則)にしたがって設置されること、および、現在オンブズパーソン事務所が活動していない自治体においてオンブズパーソンが任命されることを確保するよう勧告する。

# 市民社会

- 24. 委員会は、選択議定書の実施に関わるあらゆる分野で、締約国による市民社会との協力および連携の水準が低いことを遺憾に思う。
- 25. 委員会は、締約国に対し、選択議定書が対象とするあらゆる事柄について市民社会との連携を強化するよう奨励する。そのための手段には、選択議定書違反の被害を受けた子どもに十分なサービスを提供しようとしている非政府組織を支援すること、および、政策およびサービスの発展および監視における非政府組織の役割を促進することなどが含まれる。

# IV. 子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーの防止(第9条第1項および第2項)

#### 選択議定書に掲げられた犯罪を防止するためにとられた措置

26. 委員会は、子どもポルノグラフィーおよび子ども買春と闘うために締約国が行なっている努力を歓迎する。しかしながら委員会は、これらの犯罪が蔓延していることに鑑み、防止措置が依然として不十分であることを懸念するものである。さらに委員会は、選択議定書に掲げられた犯罪をともなう組織犯罪と闘うためにとられた措置についての詳しい情報が存在しないことに留意する。

- 27. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう奨励する。
- (a) 近隣諸国との連携および 2 国間協定等も通じ、子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーを防止するための努力を強化すること。
- (b) これらの犯罪を、とくに国境を越えて遂行することを容易にしている技術的進歩を考慮に入れながら、組織犯罪 と闘うための行動計画の採択を検討すること。
- (c) 国連・国際組織犯罪防止条約 (2000年) の批准を検討すること。
- 28. 子どもポルノグラフィーの所持が必然的に子どもの性的搾取の帰結であることに鑑み、委員会は、児童買春・児童 ポルノ禁止法第7条第2項において児童ポルノを「特定少数の者に提供する目的で」所持することが犯罪化されている とはいえ、子どもポルノグラフィーの所持が依然として合法であることに懸念を表明する。
- 29. 委員会は、締約国に対し、選択議定書第3条第1項(c)にしたがって子どもポルノグラフィーの所持を犯罪に含めるために法律を改正するよう、強く促す。

V. 子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーならびに関連する事項の禁止(第3条、第4条第2項および第3項、第5条、第6条および第7条)

### 現行刑事法令

- 30. 委員会は、選択議定書に掲げられた犯罪が、選択議定書第2条および第3条にしたがって締約国の刑事法で全面的 に網羅されていないこと、および、とくに子どもの売買の定義が定められていないことを懸念する。
- 31. 委員会は、締約国が、刑法を改正して選択議定書第2条および第3条と全面的に一致するようにするとともに、刑法が実際に執行されること、および、不処罰を防止するために加害者を裁判にかけることを確保するよう勧告する。とくに、締約国は以下の行為を犯罪化するべきである。
- (a) 性的搾取、営利目的の子どもの臓器移植もしくは強制労働に子どもを従事させることを目的として、いかなる手 段によるかは問わず、子どもを提供し、引き渡しまたは受け取ること、または、養子縁組に関する適用可能な国 際法文書に違反し、仲介者として不適切な形で子どもの養子縁組への同意を引き出すことによる、子どもの売買。
- (b) 子ども買春の目的で子どもを提供し、入手し、周旋しまたは供給すること。
- (c) 子どもポルノグラフィーを製造し、流通させ、配布し、輸入し、輸出し、提供し、販売しまたは所持すること。
- (d) これらのいずれかの行為の未遂および共謀またはこれらのいずれかの行為への参加。
- (e) これらのいずれかの行為を広告する資料の製造および配布。
- 32. 委員会は、出会い系サイト規制法の目的は子ども買春を容易にする出会い系サイトの利用を根絶するところにあるとはいえ、他のタイプのウェブサイトが法律で同様の規制対象とされていないことを懸念する。
- 33. 委員会は、締約国が、あらゆるインターネット・サイトを通じた子ども買春の勧誘を禁止する目的で、出会い系サイト規制法を改正するよう勧告する。
- 34. 委員会は、選択議定書に掲げられた犯罪のさまざまな要素に対応するための措置を歓迎しながらも、子ども買春の被害者が犯罪者として扱われる可能性があることを懸念する。
- 35. 委員会は、締約国が、法律を適切な形で改正することにより、選択議定書違反の被害者であるすべての子どもが犯罪者ではなく被害者として扱われることを確保するよう勧告する。

#### 公訴時効

36. 委員会は、刑事訴訟法において、選択議定書が対象とする犯罪の一部が短い時効期間の対象とされていることに、

懸念とともに留意する。これらの犯罪の性質および被害者が申告をためらうことに鑑み、委員会は、刑事訴訟法で定められた時効期間のために不処罰が生じる可能性があることを懸念する。

37. 委員会は、締約国に対し、選択議定書に基づき犯罪を構成する行為についてすべての加害者が責任を問われることを確保する目的で、この〔時効に関わる〕規定の削除を検討し、またはこれに代えて時効期間の延長を検討するよう促す。

VI. 被害を受けた子どもの権利の保護(第8条ならびに第9条第3項および第4項)

選択議定書で禁じられた犯罪の被害を受けた子どもの権利および利益を保護するためにとられた措置

#### 刑事司法制度上の保護措置

38. 委員会は、事情聴取のための別室が用意されていることおよび聴聞を非公開で行なえることを含め、刑事司法手続において子どもの被害者および証人の権利および利益を保護するためにとられている措置を歓迎する。しかしながら委員会は、選択議定書に基づく犯罪の被害者であって刑事手続で証人となる者が、刑事手続および司法手続全体を通じて十分な支援および援助を受けているわけではないことを懸念する。委員会はとくに、子どもが証言を要求される回数を制限するための公式な取り決めが不十分であること、および、口頭での証言に代えて録画による証言を使用することが刑事手続において認められていないことに懸念を表明する。

- 39. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 繰り返し証言するよう求められることによって子どもがさらなるトラウマを受けることがないようにするため、この分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者の子どもに支援および援助を提供するための手続を緊急に 見直すとともに、その目的のため、当該手続において口頭での証言ではなく録画による証言を活用することを検 討すること。
- (b) 選択議定書第8条第1項および「子どもの犯罪被害者および証人が関わる事案における司法についての国連指針」 (国連経済社会理事会決議 2005/20) にしたがい、18歳未満のすべての子どもを対象として、被害を受けた子ど もの権利および利益を保護するための措置を、刑事訴訟法改正等も通じて強化すること。
- (c) 裁判官、検察官、警察官、および子どもの証人とともに活動するその他の専門家が、刑事手続および司法手続の あらゆる段階における、子どもにやさしい、被害者および証人とのやりとりに関する研修を受けることを確保す ること。

#### 回復および再統合

40. 委員会は、カウンセリング・サービスの提供など締約国がこの点に関してとってきた措置にも関わらず、選択議定書に基づく犯罪の被害者を対象とした身体的および心理的回復ならびに社会的再統合のための措置が依然として不十分であることを懸念する。

41. 委員会は、選択議定書第9条第3項にしたがい、とくに被害を受けた子どもに分野横断型の援助を提供することにより、かつ、適切な場合には被害者の出身国との連携および2国間協定を通じて身体的および心理的回復ならびに社会的再統合のための措置を強化するため、締約国が、使途指定による資源配分が行なわれることを確保するよう勧告する。

# VII. 国際的援助および協力

## 国際協力

42. 委員会は、選択議定書で禁じられた性的その他の形態の搾取から子どもを保護することを目的とした多国間および2 国間の活動およびプログラムに対し、締約国が財政的支援(バリ・プロセスへの支援および国際移住機関への財政援助を含む)を行なってきたことを称賛する。しかしながら委員会は、捜査ならびに刑事手続および犯罪人引渡手続との関係で締約国と他の関係諸国との間で結ばれている法的共助(手続のために必要な証拠の入手に関する援助を含む)についての取り決めが十分ではないことを懸念する。

43. 委員会は、締約国が、選択議定書の規定に反して搾取された子どもの権利に、とくに防止措置ならびに被害者の身体的および心理的回復ならびに社会的再統合を促進することによって対応する活動への財政的支援を継続するよう、勧告する。委員会はまた、締約国が、法的共助に関して定められている条約その他の取り決めにしたがい、締約国と他の国々との調整を強化するようにも勧告する。

# VIII. フォローアップおよび普及

#### フォローアップ

44. 委員会は、とくにこれらの勧告を関連の政府省庁、国会議員その他の関連の公的機関に送付して適切な検討および さらなる行動を求めることにより、これらの勧告が全面的に実施されることを確保するためにあらゆる適切な措置をと るよう勧告する。

### 総括所見の普及

45. 委員会は、選択議定書、その実施および監視に関する意識を喚起する目的で、報告書および締約国が提出した文書 回答ならびに採択された関連の勧告(総括所見)を、公衆、市民社会組織、メディア、若者グループおよび専門家グループが広く入手できるようにすることを勧告する。さらに委員会は、締約国が、とくに学校カリキュラムおよび人権教育を通じ、選択議定書を子どもたちに周知させるよう勧告する。

# IX. 次回報告書

46. 第12条第2項にしたがい、委員会は、締約国に対し、選択議定書の実施に関するさらなる情報を、子どもの権利 条約に基づく第4回・第5回統合報告書(提出期限は2016年5月21日)に記載するよう要請する。

注:[]は訳者による補足。